

○農林水産省令第一号

農林水産省における申請書等の押印方法の簡略化を実施するため、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、土地改良法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年一月十一日

土地改良法施行規則等の一部を改正する省令

農林水産大臣臨時代理

國務大臣 関谷 勝嗣

- (植物防疫法施行規則第 1 項第 4 項)
- 概要 植物防疫法施行規則(昭和 11 年農林省令第 71 号)の「届出書の記入」に規定する。
- 第 1 項第 4 項第 2 句「通り」や「とおり」とある、回収式詰めのりの記入が認められる。
- 備考 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 留印の欄には、歐文を併記すること。
- 第 2 項第 4 項第 2 句「通り」や「とおり」とある、回収式詰めのりの記入が認められる。
- 備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 第 3 項第 4 項第 2 句「第四号の二様式(第十条の二関係)」が「第四号の二様式(第十条の二関係)」、「備考」を「その他参考となる事項」とし、回収式詰めのりの記入が認められる。
- 備考 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 特定通知の同様の有無について、有又は無のどちらかを○で囲むこと。
- 第 4 項第 4 項第 2 句「通り」とある、回収式詰めのりの記入が認められる。
- 備考 1 1 地図については、栽培地の位置を示す略図を添付すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 第 5 項第 4 項第 2 句「第 11 項の「第 11 項の「第 11 項」」や「第 11 項の「第 11 項」」(第 11 項の「第 11 項」)」が認められる。
- 備考 1 訓培施設の条件に係る説明資料を添付すること。(前回の栽培地検査時と同じ場合には、その旨を明記して省略することができる。)
- 2 訓培施設内の配置図等検査対象植物の所在を明示した資料を添付すること。
- 3 植物が、前回の栽培地検査に合格したものとともに組織培養を行ったものである場合には、合格証明書を添付すること。
- 4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 第 6 項第 4 項第 2 句「通り」や「とおり」とある、回収式詰めのりの記入が認められる。
- 備考 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 価額は、輸出時の価額を記入すること。
- 3 裁培地検査合格証票、野生動物原産地證明書又は輸出植物包装材料検査合格證明書を有する場合は、その旨を備考欄に記入すること。
- 4 留印の欄には、歐文を併記すること。

2 1

附 則

この省令は、公布の日から施行する。
この省令による改正前の

- 3 成十一年三月三十一日までの間は、「以下「関係省令」という。」に規定する様式による書面は、平
4 省令による改定前の関係省令に規定する様式による書面とみなす。
5 省令による改定後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。